

障害乳幼児の療育に

応益負担を持ち込ませない会

No. 34

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者／池添 素 電話&FAX(075)465-4310

会報

持ち込ませない会 HP <http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

発行:2015年8月5日

目次

1P … 金閣寺

2P … 《声明》すべての子どもたちに平和でステキな日々を！

3P … 春の厚労省交渉の報告

4-5P … 障害乳幼児施策の動向 中村尚子

6-8P … 「児童発達支援事業所訪問記」 近藤直子

9P … 『“ステキ”をみつける保育・療育・子育て』

10-11P … 私の考える「他の者との平等」 池添 素

12P … 持ち込ませない会学習講演会のお知らせ



金閣寺

異常な暑さが日本列島を襲っています。子どもたちの体調管理に気が抜けませんが、ママやパパもバテ気味なのでは。それでも子育て中はすること満載で倒れているわけにはいきません。「エイッ！」と気合をかけて家事や子育てに取り組んでおられること、暑中お見舞い申し上げます

国会周辺をはじめ、日本列島の各地で戦争法反対の熱い叫びが沸き起こっています。自国ではなく、どこかで戦闘が起こった時に駆けつけて参戦することを容認する集団的自衛権を行使するために、現政権は衆議院において強行採決し、参議院での議論もそこそこに成立を狙っています。

「持ち込ませない会」のメンバーも大学で、地域で、街頭で、国会周辺で力強く声を挙げています。今回のニュースでは、この問題は子どもたちの未来にかかわる大切な問題ととらえ、ぜひ療育の現場で、保護者同士で考えてもらいたい、話し合ってもらいたいとの思いを込めて、私たちのねがいを文章にしました。2ページに載せていますので、ぜひお読みください。そして周りの皆さんにも広めてください。子どもや高齢者、障害者など社会的弱者はもちろん、みんな平和でないと生きてゆけません。(事務局長 池添素)

《声明》

すべての子どもたちに平和でステキな日々を！

2015年7月27日 障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会

子どもの命も発達も平和があつてこそ。世界中には紛争下で命を失う子ども、心身に障害を負う子どもたちがたくさんいます。日本国内では「憲法9条」に護られて、戦争によって命を落とすこと、心身に障害を負うことを免れてきました。世界中の子どもたちの幸せのために「憲法9条」の平和主義を世界に広げることが、日本政府の役割のはずなのに、いまその平和主義が脅かされています。

中学の「社会科」で、「恒久平和主義・国民主権・基本的人権の尊重」が「日本国憲法」の三大原理だと学びましたよね。憲法学者の9割が「違憲だ」と言うのに、政府与党は自衛隊を戦闘地域に派遣する安全保障関連法案を衆議院で強行採決しました。

イラクやアフガニスタンに派兵されたアメリカの若者たちが、からだだけでなくころにも大きな障害を負ったからといって、なぜ「恒久平和主義」を投げ捨てて自衛隊員をアメリカ軍の応援に出さなくてはならないの？おかしいよね。

国民の6割が反対し、8割が慎重審議を求めているのに強行採決するなんて、「国民主権」に完全に反しているよね。

憲法には法の下での平等も、生存権も教育権もうたわれているけれど、障害の重い子どもは「大人になっても役に立たないから」と、1978年までは義務教育すら保障されていませんでした。憲法に明記された基本的人権も、私たちみんなの運動で実質化していくもの。平和と国民主権があつてこそその障害児の発達保障。

障害のある乳幼児が楽しく通う療育の場も、保育の場も、全国どこにでもあるわけではありません。私たちの運動の力で実現していくものです。「平和で安全な日本で、安心して笑顔で暮らしたい！」と願っている全国の障害乳幼児になりかわって、「憲法の三大原理を護り、安全保障関連法案をいまずぐ廃案に」と声を大にして呼びかけます。

春の厚労省交渉の報告

2015年4月6日 於…衆議院第二議員会館

障害児支援に係る要望には、大阪、京都、富山、愛知、東京から、保護者、児童発達支援、放課後等デイサービスの職員など8名の参加がありました。

平成27年度から報酬単価が改定されました。療育の現場からは、「加算で評価されているが、基本の単価は下がった。目一杯加算がつくと仮定しても昨年と同様くらい。加算もいつ、どんな場合につくのかかららず、請求事務もさらに煩雑になる。本来実践を考える時間が必要なのに、請求にかける時間がどんどん増えてくる。加算という評価の仕方では、どうしても加算をとるために実践をする、という考え方になるの

では…」という声が出されました。報酬改定に関するQ&Aが厚生労働省から示されたのは3月31日。療育の現場では、4月1日から保護者と新たな契約を結んでいる事業所もあります。重要事項説明書をもとに保護者の同意の上で療育を行うので、加算のつけかたなどがちがうと、重要事項説明書をつくり直さなければなりません。報酬改定により現場が混乱しないように、実態を伝えました。

また、今年度から本格的にはじまる相談支援事業について、仕事量が多いこと、子ども、保護者の思いに寄り添った支援を保障する専門性が担保されるのか、とい

った声があがりました。放課後等デイサービスなど、さまざまな運営主体の事業所が増えてきていることと相まって、相談支援事業の仕組みは、子どもの生活、保護者が子どものことを理解しながら子育てをしていく機会を崩していきかねません。現行の相談支援事業のように、民間任せにするのではなく、公の機関を中核にして、調整していくシステムが求められています。さらに、乳幼児健診も医療機関委託する自治体も増えてきています。保護者からは、乳幼児期の保護者のとまどいは、身近に相談できる居場所がないこと、相談支援以前の制度も充実していないことが訴えられま

した。

そもそも、応益負担、利用契約制度、日額制という制度が子どもの分野にはそぐいません。要望に対する回答は、「検討します」と、現行の枠内でどうするかという考え方でした。高い敷居ではなく、母子保健、保育制度など連携し合って、保護者が子どもに向き合っていけるシステムをつくっていくために、保護者、現場の声を繰り返し伝えていくことがいっそう大切になってきます。

文責・安藤史郎(全障研)



障害乳幼児支援施策の動向

副代表 中村尚子

報酬改定

107人に対して利用0（三重県）もあります。制度創設以来指摘されている問題が解決されていないことが原因でしょう。

厚労省は障害児支援施策の柱を「後方支援」と「縦横連携」という言葉で表現しています。一般の子育て支援施策に障害児も含まれるべきであるとの理念を掲げ、それを専門的に支援することを「後方支援」と表現し、ライフステージの切れ目をつなぐ「縦の連携」と地域における保健・医療、教育、福祉などの間の「横の連携」としてしています。

障害児通所支援事業の量的特徴

施設・事業所数は増加しています。2014年12月現在、障害児

通所支援の各事業数は、改正前12年3月比較で、旧法の障害種別通所施設と同様の機能を有する児童発達支援センター（福祉型・医療型）、児童福祉施設としての基準が課せられない児童発達支援事業ともに2倍以上、新規事業である放課後等デイサービスは5000カ所を超え、旧来の学齢児対象の児童デイサービスの10倍近い数になりました。

経営主体についてみると、児童発達支援事業、放課後等デイサービスで「営利法人（会社）」による事業所が確実に増えています。2010年、児童デイサービス事業のうち経営主体が営利法人で

ある事業所は13・7%でしたが、2013年には児童発達支援事業で25・6%、放課後等デイサービスで32・4%です。また、通所支援利用の入り口で機能する障害児相談支援事業（新規、後述）のそれは10・3%です。

保育所等訪問支援もやや増加傾向にあります。興味深いことは契約児童数が3944人から6010人へと増加したのに利用児童数は929人から892人と横ばいであることです。また、契約児童と利用児童の数は自治体によってバラバラで、契約147人に対して利用119人（千葉県）というところもあれば、契約

今期の報酬改定で報酬単価は全体として引き下げられるという介護保険と同様の方針がとられた一方で、「支援の質を確保」（厚労省）するための改善・努力が見られる部分に加算することが基本とされています。児童発達支援事業で保育士や児童指導員資格を配置した場合に加算、保育所等訪問支援では理学療法士（PT）、作業療法士（OT）等が支援を行った場合や僻地を訪問した場合に加算などが実施に移されています。しかしいずれの加算も職員の増員や常勤配置を可能にするほどの額ではないために、実施する施設・事業所に負担を強いるこ

とになります。

障害児相談支援事業

障害児相談支援事業は、障害があるかどうかわからない、保護者が子どもの障害についてさまざま葛藤を抱いているといった時期に対応する、個別性が高く専門性が求められる事業です。これまで母子保健から療育へのつながりを重視しつつ自治体ごとに工夫した取り組みが展開されてきた部分です。こうした土台を勘案することなく、成人期の障害者相談支援事業と同様のしくみである本事業が新規で導入されたという問題があります。成人であれば、本人の使いたい福祉サービスにそって計画を立てることが基本ですが、子どもの支援は、発達と障害と生活を総合的に検討していく必要があります。独自の専門性が求められます。現実には介護

保険事業や障害者支援が本業の事業所もあり、しかも、子どもの発達や保護者支援に関する専門的な研修はきわめて不十分です。

保育所等における障害児保育

保育所における障害児の受け入れ状況は特別児童扶養手当対象障害児については、受け入れられている保育所、児童数ともに微増、軽度障害児を含んだ受け入れ実障害児数の増加が顕著です。平均すると1カ所あたり3.5人の障害児が在籍していることになりました。子ども・子育て支援制度が始まって障害児保育が前進しているという報告は聞こえてきません。新しい入所認定のしくみによって、保育所入所が厳しくなっているのではないかと思われま。各地の実態をぜひ「持ち込ませない会」にお寄せください。

第4弾!! 発達保障のための 相談活動を拡げる学習講演会

日時 2015年9月6日(日) 13:00~16:30

会場 京都テルサ(京都駅八条口西口徒歩15分)

参加費 2000円

テーマ「健診から気づき、相談へ」

【講演1】「親と子の困りごとに寄り添うことから
出発する相談活動」

石川孝子さん(大津市立やまびこ相談支援事業所)

【講演2】「相談支援と自治体の役割」

海老原功さん(貝塚市役所)

【グループトーク】

【まとめと課題提起】 白石正久さん(龍谷大学)

健診で対応が必要な親子を民間の事業所へつないで子どもの発達保障と子育て支援をすすめるための課題、何を大切にどのように計画をたてていくことがよいか。一緒に考えましょう。

秋の厚労省交渉のお知らせ

11月23日 全国集会
24日 厚労省交渉

●時間や場所などの詳細は
ホームページでお知らせします

<http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

児童発達支援事業所訪問記

副代表 近藤直子

ホントに好き、を再認識

3月末に副学長職を下りて暇になったため、5月から6月にかけて児童発達支援事業所9か所を訪問しました。5月は鹿児島県内の事業所のうち、「鹿児島子ども療育センター」「伊佐市たんぽぽ園」「阿久根市こじか園」「鹿児島市遊喜」の4か所を、6月は「仙台市なのはなホーム」「なのはな園」「なかよし学園」と福島市「デイサービスさくら」、そして地元名古屋市の「南部地域療育センターそよ風」を訪問し療育を見学しました。合間には、鹿児島県発達支援通園事業連絡協議会総会、名古屋市児童発達支援事業所連絡会総会にも講師として参加しました。

現場に入るのはほぼ15年ぶりですが、とにかく障害児が可愛くて、「私は障害児を観ているのがホントに好きなのだ」と再認識しました。

早期からの取り組みで はじける子どもの笑顔

さて各事業所の療育の状況ですが、「鹿児島子ども療育センター」での毎日通園が「今年度からやっと実現した」と大迫園長が感慨深げに語っていました。児童発達支援事業所の場合、単価の関係で1日利用定員が10名規模の事業所が多く、地域の利用希望を受け止めるためには週2・3日利用の子どもが多くなる状況があります。保育所や幼稚園に通う子どもの場合は別として、児童発達支

援事業にのみ通う子どもの場合、毎日同じ場に同じ生活リズムをつけ仲間との深いつながりも築いてほしいものです。伊佐市のようにゼロ歳児からの「親子教室」を経て、たんぽぽ園に通い力をつけていくと、保育所・幼稚園に入園後も並行療育を希望する子どもが多くなることも特徴で、そうしたニーズに応えるために、全員を毎日通園にはできない状況も出てきます。十分な事業所数が求められます。

いずれにしても、ゼロ歳児期からの「育てにくさ」に対して「親子療育」でいいねいな取り組みを積み上げることと、ダウン症児や脳性麻痺児が早期から毎日通園を選択できる仕組みを、どの自治体でも検討する必要があるでしょう。鹿児島子ども療育センターは施設を増やすことで、保健センターの「親子教室」から移行してきた子どもたちの「親子療育」を

ゼロ歳児から実施するとともに、保育所・幼稚園に就園する親子の療育グループと、並行療育グループの3種類のグループを同時並行で運用することができるようになり、それとともに2歳児からの毎日通園療育も可能になったとのことでした。仙台市なのはな共同ホームも、なのはな園も重症児が在園していて鹿児島で見せていただいた子どもよりは、医療の必要性が高い子どもがいました。仙台市は保健センターの教室から市の発達相談センターの「親子教室」、そして親子療育から単独療育へと流れになっていて、子どもたちは安定した様子を見せていました。早くから療育を受けていると、発達のゆがみが少なく、遊びの中で子どもたちの笑顔がはじけています。福島市は早期の療育体制の整備が遅れていたところに震災があり、抱えている問題が多いと思いました。3歳

児で初めて療育に来ることもあり、子どものしんどさが拡大してから療育に取り組むために保育士がより大変になっています。また小規模な事業所で保育室も狭いと、子どものエネルギーが空回りしやすいことも感じました。そんな中で奮闘している皆さんを応援することが、私たちの役割だと思います。名古屋市は、保健所の「親子教室」から児童発達支援センターの「親子療育」、そして単独通園へという流れで基本は仙台と共通しています。医療職が常駐する地域療育センターには重心児や医療行為を必要とする子ども多数通っていて、楽しい時間をどの子にも保障することができるところがメリットだと思います。

それぞれの場での
楽しい活動

療育内容に関しては、鹿児島県の事業所は、サーキットを中心に

して体を思い切り使うことを楽しむ取り組みが多いと感じました。マットや跳び箱などを組み合わせて坂を作り、登ったり滑ったりする遊びをダイナミックに楽しんでから、「お集まり」で集中して絵本を読むという感じです。三輪車やコンビカーも使われていました。鹿児島県という土地柄を生かして田んぼや畑等自然の中での活動はもとより、仲間との活動の中で土や泥といつの間にか仲良くなっているという取り

午後も5名という小規模な集団なので、サーキットを駆使して子どもたちはのびのびと遊んでいました。小さい集団だと良さを發揮できるのですよね。

組みをしておられたことが魅力でした。阿久根では子どもたちとお散歩しましたが、虫や花を愛でながらのんびり散歩。このように療育の場は小集団での活動であるため、初めての集団生活という子ども以外は落ち着いていて、それこそ学生が見たら「どの子が障害児？」と思うのではないかと

伊佐市、阿久根市では大迫さんと一緒に、お母さんたちの集まりにも参加しました。先輩母さんからも「療育に通ってよかった」と語っておられ、聞いていた職員も保健師も励まされるよなと思えました。

1階にある「遊喜」でも、午前も

仙台市の「なのはな」系列の事業所での取り組みは、朝の「自由遊び」の時間がたつぷりととられていることが特徴です。絵本・おもちゃでのあそびはもちろんですが、泥んこや「海苔巻きゴロゴロ」と布団でくるんで子どもを転がすといった保育士が主導する遊びに、子どもたちは笑顔で興じていました。その後「お集まり」をして「課題保育」になるのです

が、課題保育では子どもたちが喜ぶ教材を工夫していて、透明ビニールをつるして立ったまま絵を描く、ポリ製の大きな魚を飛ばしたり子どもが上に乗ったりと、保育士が誘わなくても、クラスの子どもたちがいつの間にかみんな楽しく参加しているという保育でした。鹿児島同様、子どもたちの笑顔がはじけていて、保護者も喜んで通っておられました。

福島は、子どもの困難が大きくなつてから通うため、個々の子どもを要求を踏まえた活動をどう組み立てるか悩んでおられる様子でした。空間が狭いため鹿児島のように空間を縦横に使い切ることが難しく、どうしても子ども同士がぶつかりやすいと思えました。それでも「お集まり」には自分で椅子を運んで座るし、泣いてばかりだった子が、耳や目をふさぎながらではあっても、仲間の動きに引き寄せられ活動に参加

しようとしている姿があり、楽しい活動があれば見通しもつくし、仲間とも楽しくかかわれると思えました。福島では医師の影響力が強く、個別で構造化された空間で「座ること」「集中すること」が求められがちですが、子どもが動く楽しい遊び文化を広げていくことで療育者を支えることが必要だと感じました。

地元名古屋市の南部地域療育センターそよ風は、保育園と敷地を共有しているため、園庭は保育園児が優先利用されていて保育室中心の取り組みになっています。そうした点では鹿児島島の「遊喜」や福島の「デイサービスさくら」と近い環境条件です。そのためもあってか自由遊びの時間が短く、子どもたちが行動を切り替える上で少ししんどそう、園庭や空間がもっと広く使えたら楽しさの幅が広がるのにと、自分が理事

をしている施設なのですが、ちょっと残念に感じました。一方室内プールがあるため、親子プールに取り組むクラスもあり、運動障害のある子どものリラククスにとっても親子関係づくりにとっても意味が大きいと思います。

いずれにしても、子どもたちが遊びの楽しさをたつぷりと味わえるようになると、生活の流れもスムーズになり、仲間との一体感も強まると思えました。子どもたちがしてみたくなる、参加したくなる楽しい活動があれば、保育者が誘わなくても子どもは自分から参加すること、限られた環境の中でも「楽しさ」をどう創り出すのかを考え合い工夫すること、そして子どもの気持ち遊びこむことに向くような生活の流れを吟味すること、それらが職員集団の課題だと改めて実感しました。そうした検討ができる職員条件も重要です。

療育の重要性を

出来高払いの仕組みでは重症児のように休みがちな子どもは「不採算」になってしまいます。輝く時間があつて、生きることへの意欲も生命力も高まるのに、通うことのできる場が制限されるようではいけません。現在の仕組みの問題は重心児に典型的に表れているかと思えます。そして

1・2歳児の療育は全国どこでも当たり前になる必要があります。この時期だと、子どもは日々新たなことを吸収していきます。3歳すぎて初めて療育を受ける場合の、本人と保育者のしんどさを見せていただいで強く感じました。「障害」と親が思っていないこの時期の療育が、居住地の近くで、無料で利用できるための仕組みを「母子保健」「子育て支援」とつなげて、国レベルでも自治体レベルでも構築しなくてはなりません。障害児にかける予算は、

障害者福祉全体の中でも、子育て支援施策の中でもわずかです。地域の未来の希望である子どもたちへの療育の重要性を、多くの人に知ってもらおう取り組みを頑張りねばと改めて決意しています。

名古屋市の事業所連絡協議会の研修には放課後デイの職員の参加が多かったようですが、「子どもの権利条約」も「障害者権利条約」も読んだことのない人が圧倒的多数だという現状に寂しくなりました。子どもたちに何を保障するかという目標は、最低限、国際的な目標水準を用途にすべきではないでしょうか。条約や法律は難しいと思っている若い人も多いのですが、こうしたものもわかりやすく多くの人に届けることも、「持ち込ませない会」の重要な役割と思えます。みなさん、共に頑張りましょう！



目次

- 第1章 障害のある子どもの発達を理解するために
- 1 “通える場。があることの意味”/2 私と子どもたち～障害のある子は「特別な発達」をするの?/3 子どもの発達を理解するために/4 乳幼児期の発達と療育の課題/5 職員も父母も共に育ち合って
- 第2章 障害の早期発見・早期対応はなぜ大切なのか
- 1 「障害の早期発見」を問題にするのはなぜか/2 乳幼児健診に関する主要施策の変遷/3 障害の発見から早期対応・早期療育へ/4 自治体の未来を築くシステムづくりを
- 第3章 一八か月児健診で大切なこと
- 1 一八か月という時期に健診が実施されるのはなぜ?/2 一八か月児健診では何を診ているの?/3 どのような子どもを専門機関に紹介するの?/4 見落としや過大なスクリーニングはないの?
- 第4章 乳幼児期の療育に求められるもの
- 1 ていねいな保育・子育てとしての療育/2 ゼロ歳児からのていねいな親子支援/3 三歳未満児の親子療育実践/4 三歳以上の子どもたちにとっての療育の意味
- 第5章 療育機関が統合保育を支援するうえでの視点
- 1 保育所・幼稚園への支援にあたって/2 統合保育制度の歴史と現状/3 統合保育を進めるうえでの基本視点/4 統合保育における取り組みへの支援/5 父母と共に手をつないで
- 第6章 統合保育の取り組み
- 1 障害児保育の場はなぜ拡大してきたのか/2 保育所・幼稚園の保育を豊かなものに/3 障害児の親としてのスタートラインに応援を
- 第7章 家族を支える
- 1 家族を支えるために私が取り組んできたこと/2 家族支援の視点/3 親だけでなく家族全体を視野に入れて/4 地域療育システムの中で

障害のある乳幼児の発達の可能性を一人でも多くの人に伝えたい。子どもたちの発達を保障する実践について実践者と共に考え合い広めていきたい。障害乳幼児のための施策を充実させたい。

◎近藤直子



ステキをみつける 保育・療育・子育て



ステキをみつける
保育・療育・子育て

近藤直子

本体価格2000円+税

全障研出版部 FAX03-5285-2603

〒169-0051 新宿区西早稲田 2-15-10 西早稲田関口ビル 4F
電話 03-5285-2601 FAX03-5285-2603 www.nginet.or.jp

注文書 氏名 _____ 住所 〒 _____ “ステキ、をみつける保育・療育・子育て () 冊

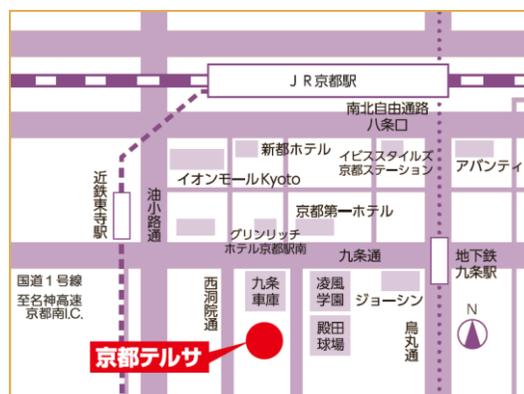
電話番号 _____

障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会主催

情報共有・学習講演会

障害乳幼児を巡る状況は、相談支援の本格導入や児童発達支援事業所の増加など、親子の暮らしに変化が起こってきています。一方で、療育にかかる利用料負担はそのまま、保護者の負担は増すばかりです。発達の弱さや障害のある子どもの育ちや保護者の子育てを支える仕組みが、豊かな発達を保障し、子どもらしい暮らしが大切にされているのかをしっかりと検証し、厚生労働省に声を挙げていくことが求められています。そのためにも、情報を共有し、課題を明らかにするために学び合ひましょう。

久しぶりの「持ち込ませない会」主催の学習講演会です。近藤直子先生が全障研から新刊を出されました。療育や保育、そして子育ての大切なことが盛り込まれています。直接お話を伺いさらに深めたいと思います。京都駅からも近い会場です。各地からも仲間を誘って、ぜひお越しください。



日時 10月4日(日)10時～12時

場所 京都テルサ中会議室

内容 報告 **療育・保育を取り巻く情勢と課題について**

中村尚子さん(持ち込ませない会 副代表・立正大学)

講演 **「ステキを見つける保育・療育・子育て」**

近藤直子さん(持ち込ませない会 副代表・日本福祉大学)

※参加費無料、事前申し込み不要

事務局連絡先 Mail:rakuraku@ma3.seikyou.ne.jp / FAX:075-465-4151 担当 池添まで